



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
代 表 者 の 代表取締役社長 砂川 優 太 郎
役 職 氏 名 (コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員 C F O 齋 藤 洋 佑
電 話 番 号 0 3 - 6 6 2 7 - 3 4 8 7

当社連結子会社 WeCapital 株式会社の提訴請求への対応について

2025 年 3 月 28 日付「当社連結子会社 WeCapital 株式会社の元代表取締役に対する株主代表訴訟の提起の請求に関するお知らせ」でお知らせした提訴請求（会社法 847 条 1 項、施行規則 217 条。以下「本件提訴請求」といいます。）について、WeCapital 株式会社（以下「We 社」といいます。）の監査役は、訴えを提起しないことを決定したので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本件提訴請求した者

We 社の株主 1 名（以下「本件提訴請求者」といいます。）

2. 本件提訴請求の概要

We 社の元代表取締役が就任期間において行った①We 社が組成したファンドにおける投資対象不動産の取得における背任行為、②経費の不正支出、③当社による We 社の連結子会社化時における当社株価の関与について、We 社の元代表取締役は We 社に生じた損害を賠償する責任を負うとして、We 社の元代表取締役が 42 億円を We 社に対して支払うことを求めるものです。

3. 本件提訴請求における調査について

当社は、2025 年 3 月 27 日付「当社連結子会社 WeCapital 株式会社グループの業績計画見直しに関するお知らせ」において、We 社の子会社であるヤマワケエステート株式会社が営業者となって組成しているファンドの複数の償還期日を延長している案件について、ファンド組成の一連のプロセスの問題点を第三者の弁護士に調査を依頼し、当該調査を開始していることをお知らせしておりました。

そして、当社では、当社と法律顧問契約を締結するリーガルキュレート総合法律事務所による調査（以下「本件調査」といいます。）を実施し、2025 年 4 月 28 日に本件調査結果を受領しておりました。

その後、本件調査結果を基にして、We 社の監査役が We 社役職員（取締役を含みます。）へのヒアリングや関係資料の調査等を実施しました。

そのうえで、現在、We 社の取締役及び We 社の監査役等が、本件調査結果を基にして追加調査を行っております（本件調査及び We 社による追加調査を併せて「本件調査等」といいます。）。

4. 提訴しない理由

本件提訴請求内容については、一定程度本件調査の結果と整合する箇所はあったものの、We 社の元代表取締役の責任の範囲及び損害金額の算定根拠が不明確であることから、現時点では訴訟を提起す

るに足る法的要件を満たしていないと We 社の監査役が判断しております。

5. 今後の対応

本件提訴請求については提訴請求しない判断を We 社の監査役が行いましたが、一方で本件調査等から判明する We 社の前代表取締役である松田悠介氏（以下「松田氏」といいます。）の特別背任や取締役としての善管注意義務違反等の行為について、We 社グループ及び当社は責任追及の法的手続きの準備を行っております。

松田氏への責任追及は主に、当時、We 社の代表取締役兼営業責任者であった松田氏が、We 社の子会社であるヤマワケエステート株式会社が組成したクラウドファンドにおいて、We 社グループの意思決定機関で決定した条件を無視し、実勢価格を大きく上回る金額で不動産を取得する契約を自身の立場を利用して独断で締結したこと等によって償還延長せざるを得ない事態が複数起きていること、及びそれに関連する様々な不法行為等に対するものであり、今後、We 社グループ及び当社では損害賠償請求や刑事告訴等の責任追求を行っていく方針です。

加えて、特別背任等の疑いがある松田氏が使用した We 社の代表取締役任期時の 2024 年 9 月期の 1 年間における接待交際費約 30 百万円及び 2024 年 10 月から 2025 年 1 月までの経費約 14 百万円について、当該接待交際費及び経費が他の We 社グループ役職員や一般妥当な金額と比べ多額であり、また We 社子会社のヤマワケエステート株式会社における償還延長となっているクラウドファンドに関連している懸念もあるため、その内容を検証し We 社グループが請求を行う方針です。

また、本件調査及びその後の追加調査の結果の開示については、今後の松田氏への法的手続き等を想定して今後検討してまいります。これは、松田氏への法的手続きにおいて、その結果次第では、松田氏に起因して償還延長しているクラウドファンドの投資家の方々への資金の返還等につながる可能性があるためです。

なお、松田氏については、インターネットメディア等を通じて当社の元代表取締役である新藤弘章氏と協働して 2024 年 10 月 23 日付「株主優待制度の新設に関するお知らせ」の株主優待制度を創設し、その後松田氏が保有する当社株式を売却していた旨を発言しており、当該株主優待制度と松田氏の当社株式の売却等の関連についても適切に対応してまいります。

さらに、松田氏は当社による We 社の連結子会社化の際に、自身の利益を享受するためのインサイダー情報を用いた投資勧誘行為等、様々な不法行為について実行・関与している情報がございますが、松田氏に対する捜査等について、当局から協力要請された場合は積極的に協力していく方針です。

本件提訴請求とは別件である、2025 年 5 月 14 日付「当社連結子会社 WeCapital 株式会社の取締役及び元取締役に対する株主代表訴訟の提起の請求に関するお知らせ」でお知らせした提訴請求（以下、「提訴請求 2」といいます。）における提訴対象者である We 社の取締役 1 名及び元取締役 1 名（現 We 社の執行役員）については、現在 We 社の監査役が調査を継続しております。提訴請求 2 における We 社の対応方針が決まり次第、適時開示にてお知らせさせていただきます。

また、今後、松田氏への対応等並びに 2025 年 3 月 14 日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」及び 2025 年 4 月 1 日付「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」における当社の第三者委員会については、開示すべき事実が決定・判明次第適時開示にてお知らせしてまいります。

以 上